

# 教育委員会にかかる一連の 不祥事対応について

## 学 校

## 教育委員会事務局

職員（教職員）の危機意識が希薄化している

これまでの慣習や前例踏襲に固執する硬直化した体質・空気感を有している

学校まかせとなるなど、実行性を担保する仕組みを構築していない

隠ぺい体質と取られても致し方がない報告の必要性に対する意識が欠如している

文書を残す、根拠に基づく、ルールを守るなど、基本的取組ができていない

学校と教育委員会事務局での情報共有・意識共有が十分ではない

# 再発防止に向けた取組

## 高等学校入学者選抜調査書の誤記載

### ■ 誤記載が発生した要因等の検証

#### <学校の取組>

- ・教員の役割の明確かつ厳格な提示
- ・業務に専念できる全市的な「時間」の設定
- ・学校評価の項目設定等、認識を自ら高める仕組みの構築
- ・出願前の保護者や生徒への調査書の開示 など

#### <教育委員会事務局の取組>

- ・組織目標や人事評価等の制度的な仕組みの構築
- ・進路指導に関する事務体制の検討
- ・市マニュアルの全面改訂、業務工程の削減やシステム導入の検討
- ・誤記載発生時の公表 など

## 教員による不適切指導（体罰）

### ■ 抑止につながる取組の実施

#### <体罰事案の公表時期の前倒し>

- ・原則、体罰認定時に全ての体罰事案を公表  
(これまで：教員の懲戒処分事案として公表)

#### <警察への相談>

- ・体罰と考えられる不適切指導があった場合、児童や生徒、保護者の意向を踏まえ、警察への相談を実施

※「体罰根絶のために」（第3改訂版）は、引き続き活用

## いじめ重大事態調査報告書の対応

### ■ 「いじめ重大事態調査報告書」の公表に至るまでの基本的な考え方の整理や公表過程の明確化

#### <報告書の公開・非公開にかかる基本的な考え方の整理>

- ・いじめの再発防止という公表の意義を十分にふまえ積極的に公開していく姿勢で取り組むこととし、新たに公開・非公開にかかる基本的な考え方を整理

#### <報告書の公表に至る過程の明確化>

- ・被害生徒や保護者への対応方法や、事務手順をフロー化し、書面手続き等の方法を明確化

## いじめ・不登校児童生徒への対応

### (1) : 共通取組 (2) : いじめ (3) : 不登校

- (1) 「いじめ不登校対策支援室」との連携（令和4年7月1日設置）
- (1) 深刻化した事案に対して、弁護士や臨床心理士等の専門家で編成したチームを学校へ派遣
- (1) スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの活用
- (2) いじめ認知共有システム（iシステム）の全校導入
- (2) いじめ研修動画を作成し、全校に配信
- (2) SNS等を活用した相談窓口の設置
- (3) ICTを活用した児童生徒と学校の関わりを繋ぐための取組を検討
- (3) 教育相談や教育支援教室等、学校外資源の利活用促進（令和4年度～ 3箇所→4箇所（出張教育支援教室増設））
- (3) 学校から教育委員会に提出される不登校児童生徒調査票を確実に精査し、早期支援を実施

## 学 校

## 教育委員会事務局

職員（教職員）のそれぞれの意識を高める

慣習や前例にとらわれない、社会情勢を捉えた対応を行う

指示するだけでなく、確実に実行できているか確認する仕組みをつくる

報告の必要性に対する理解度を高め、実践する

文書を残す、根拠に基づく、ルールを守るなど、基本的取組を実践する

学校と教育委員会事務局が同じ認識にたった対応を行う

## 信頼される教育行政を進めるうえで必要な要素